各管区警察局広域調整担当部長警視 庁 交 通 部 長 殿各 道 府 県 警 察 本 部 長

原議保存期間 1年(平成32年3月31日まで) 有 効 期 間 二種(平成32年1月31まで)

警察庁丁運発第31号 平成31年2月20日 警察庁交通局運転免許課長

行政手続きコスト削減に関する更なる要望への対応について(通達)

指定自動車教習所における行政手続きコストの削減については、「行政手続きコスト削減に関する要望への対応について」(平成30年1月31日付け警察庁丁運発第17号。以下「旧通達」という。)により指示していたところであるが、先般、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会から「行政手続きコスト削減に関する更なる要望について」(平成31年1月31日付け全指連発第13号。別紙1)が提出され、行政手続きコストの一層の削減に向けた取組について要望があった。各都道府県警察にあっては、引き続き、各都道府県の指定自動車教習所協会と協議し、各都道府県の実情に応じた行政手続きコスト削減に向けた取組を積極的に進められたい。

とりわけ、行政手続きコスト削減について取り組むべき主な事項については、旧通 達において別紙2のとおり示していたところ、これら事項等について未だ取組が進ん でいない都道府県警察にあっては、十分な検討を行い、その改善を図ることとされたい。

なお、都道府県の指定自動車教習所協会との協議及びその後の措置状況について、 半年を目途に報告を求める予定であるので留意されたい。

全指連発第 13 号 平成 31 年 1 月 31 日

警察庁交通局運転免許課長 殿

一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会 専務理事 横山雅 之

行政手続きコスト削減に関する更なる要望について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から当連合会の業務に つきまして、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、行政手続きコスト削減につきましては、「行政手続きコスト削減に関する要望への対応について」(平成30年1月31日付け、警察庁丁運発第17号)を発出していただいたことにより、都道府県協会において都道府県警察との協議がなされ、多くの取組の成果がみられたところです。

指定自動車教習所業界では、平成31年度から、働き方改革実現に向けた取組 を推進することとしており、行政手続きコストの削減により、指定自動車教習 所の業務の効率化・生産性の向上を図っていくことが喫緊の課題となっていま す。

そのため、別添のとおり、行政手続きコストの一層の削減に向けた取組を更に推進することとしたところであり、貴課におかれましても、更なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

全指連発第 12 号 平成 31 年 1 月 31 日

各都道府県指定自動車教習所協会 会 長 殿

> (一社)全日本指定自動車教習所協会連合会 専務理事 横山雅之

行政手続きコスト削減に向けた更なる取組について

みだしのことについては、「行政手続きコスト削減に向けた取組の調査について」(平成30年11月9日全指連発第224号)による全指連の調査結果によると、平成30年中に、都道府県協会と都道府県警察との協議により、報告先の一元化、複数の資格を有する教習指導員の解任届の単一化、高齢者講習の日報の廃止など、26道府県において公安委員会に対する報告の合理化が図られたほか、17道府県において管理者印等の押印省略、8府県において文書の保存期間の見直しが実現するなど、一定の成果がみられるところです。

指定自動車教習所業界では、平成31年度から、働き方改革実現に向けた取組を推進することとしているところ、その取組の一つとして、行政手続きコストを削減して、会員教習所の業務の効率化・生産性の向上を図ることが重要であると考えています。

つきましては、「平成30年中における、都道府県警察との協議により、行政手続きコストの削減が図られた事項について」(平成30年12月26日全指連発第248号)の内容を踏まえ、他の都道府県協会における取組により容認ないし改善されている件で、貴協会で実現していない事項に重点を置いて、都道府県警察と協議をするなど、行政手続きコストの一層の削減に向けた取組を更に推進していただくようお願いします。

参考文書

- 行政手続きコスト削減に関する今後の取組について(平成30年2月1日全指連発 第13号)
- 平成30年中における、都道府県警察との協議により、行政手続きコストの削減が 図られた事項について(平成30年12月26日全指連発第248号)

行政手続きコスト削減について取り組むべき主な事項 (旧通達における指示事項)

1 書類の様式関係

(1) 用紙の大きさ

指定自動車教習所に求める報告書等の書類の用紙の大きさについては、特段の 理由がない限り日本工業規格A列4番とすること。

(2) 文書の保存

指定自動車教習所に保存させる文書については、真に必要なものに限ることと し、保存期間についても、真に必要な期間とすること。

また、公印を押印した原本が必要な文書等、紙媒体で保存する必要がある場合を除き、所要の情報セキュリティ対策を講じさせた上で、電磁的方法による記録の保存が可能となるようにすること。

2 報告関係

(1) 指定自動車教習所に求める報告

例えば、警察本部運転免許課と警察署の双方に報告を求めている書類がある場合などは、可能な限り報告先を一元化するなど、指定自動車教習所の負担の軽減を図ること。

また、部内の報告のためだけに用いる報告書等は廃止するなど、指定自動車教 習所に提出を求める報告書は、真に必要なものに限るようにすること。

併せて、例えば、指導員の解任届について、当該指導員が保有する複数の資格 に係る解任届を一つの書類で行うことができるようにするなど、指定自動車教習 所が提出する書類を可能な限り合理化すること。

(2) 管理者印等の押印省略

指定自動車教習所の報告書等への管理者印等の押印は、可能な限り省略すること。ただし、委託契約において、会計上管理者印等の押印を求めている場合があることから、これらに係る書類については、会計担当部署と協議すること。

(3) 報告書類の不備に係る対応

報告書類に不備がある場合、訂正印による修正が認められないとの誤解を与える対応を行っているところもあることから、同種の事案が発生しないよう適切な対応をすること。

(4) 報告の方法

指定自動車教習所に求める報告書等の報告方法は、例えば、警察本部と指定自

動車教習所との専用回線を構築し、オンラインによる報告を可能とするなど、それぞれの実情に応じて可能な限り簡易な方法で行うようにすること。

3 高齢者講習関係

指定自動車教習所に高齢者講習を委託する際、高齢者講習を実施した結果を日報及び月報で報告させている場合があるが、例えば、「高齢者講習の運用について」(平成28年10月5日付け警察庁丙運発第33号)において速やかな報告を求めていない、75歳未満の高齢者講習受講者に係る日報を削減するなど、報告書類は真に必要なものに限ること。

4 その他

仮免許学科試験問題の番号については、電話、メール等により通知を行っている ところであるが、各都道府県の指定自動車教習所協会と協議し、それぞれの実情に 適した方法を選択すること。